

令和6年6月市議会定例会

活力都市創造部

議案説明資料

目 次

【予算案件】

- 1 令和6年6月活力都市創造部補正予算（案）総括表 1 頁
- 2 被災木造住宅耐震改修支援事業等について 2 頁

1 令和6年6月 活力都市創造部補正予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
活力都市創造部 合計	5,271,770	69,600	5,341,370	
(款8)土木費	5,271,770	69,600	5,341,370	
(項5)都市計画費	5,271,770	69,600	5,341,370	住宅政策推進事業費 69,600

【住宅政策推進事業費】

2 被災木造住宅耐震改修支援事業等について

[居住政策課]

(1) 補正額 69,600千円

〔 財源内訳 一般財源 69,600千円 〕

(2) 事業目的

令和6年能登半島地震（以下「地震」という。）による被災住宅の建替え又は耐震改修工事費及び昭和56年5月以前に着工した戸建木造住宅の耐震改修設計費の一部を助成することにより、住宅の耐震化を促進するもの。

また、地震により一定の沈下傾斜が生じた住宅について、復旧に要する経費を助成するもの。

(3) 事業内容

ア. 被災住宅の建替え又は耐震改修支援【拡充】（補助金 38,400千円）

これまでの罹災証明書「準半壊」に加え、新たに一定の要件を満たす「一部損壊」も助成対象とする。

	従前（令和6年4月開始）	拡充後
対象者	罹災証明書「準半壊」以上	罹災証明書「 <u>一部損壊</u> 」以上
対象住宅	耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された戸建木造住宅（2階建て以下、在来軸組工法）	（「 <u>一部損壊</u> 」は、上記を満たすもののうち、住宅の壁又は柱に一定の沈下傾斜が認められるものに限る。）
対象経費	①基礎補強工事を含む現地建替え工事費 ②基礎補強工事、沈下傾斜対策工事を含む耐震改修工事費	
補助率	4/5（最大1,200千円）	

イ. 木造住宅の耐震改修設計支援【拡充】（補助金 3,000 千円）

これまでの耐震改修工事費に加え、新たに耐震改修設計費を助成する。

	従 前	拡充後
対象住宅	昭和56年5月以前に着工された戸建木造住宅（2階建て以下、在来軸組工法）	
対象経費	耐震改修工事費	耐震改修設計費 耐震改修工事費
補助率	耐震改修工事費 ： 4/5（最大1,000千円※）	耐震改修設計費 ： 2/3（最大200千円） 耐震改修工事費 ： 4/5（最大1,000千円※）

※「まちなか」及び「公共交通沿線居住推進地区」内での全体耐震改修の場合は、最大1,300千円。

ウ. 被災住宅の沈下傾斜復旧支援【新規】（補助金 28,200 千円）

被災住宅の沈下傾斜復旧工事費を助成する。

対象者	罹災証明書「一部損壊」以上
対象住宅	住宅の壁又は柱に一定の沈下傾斜が認められるもの （耐震性・建物の構造は問わない）
対象経費	基礎補強工事、沈下傾斜対策工事費等 （令和6年1月1日から事業開始日までの間に工事に着手した場合も申請可）
補助率	10/10（最大300千円）

※原則、他の補助制度を利用していない者に限る。